

橋本市上下水道事業管理告示第15号

橋本市下水道事業受益者分担金条例（平成18年橋本市条例第203号）
第3条の規定により準用する橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条
例（平成18年橋本市条例 第202号）第3条の規定に基づき、次のとおり
告示する。

令和8年7月6日

橋本市長 平木 哲朗

1. 賦課を開始する年月日

令和8年7月6日

2. 賦課対象とする区域

橋本市柱本の一部